

厚木市屋上緑化補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民間建築物の屋上緑化に必要な経費の一部を補助することにより、都市空間の緑化を推進し、生活環境の向上、ヒートアイランド現象の緩和、大気汚染の低減等良好な自然環境の創出に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「屋上緑化」とは、建築物の屋上の全部又は一部を緑化区画として整備し、樹木及び芝等地被植物を植栽することをいう。

(補助対象区域)

第3条 この要綱に基づく補助対象区域は、厚木市内全域とする。

(補助対象者)

第4条 この要綱に基づき補助を受けることができる者は、屋上緑化を整備する建築物の所有者又は当該建築物を管理する者で、次に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

- (1) 新たに屋上緑化を行う場合又は屋上の全部若しくは部分改修を行うものであること。
- (2) 屋上緑化面積は3平方メートル以上であること。
- (3) 屋上緑化を整備する建築物が建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令等に適合するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助を受けることができない。

- (1) 屋上緑化について、この要綱に基づく補助以外の助成を受ける者
- (2) 屋上緑化を整備する建築物を5年以内に改修等する予定の者
- (3) 厚木市住みよいまちづくり条例（平成15年厚木市条例第6号）に基づく開発行為を行う者（同条例の緑化基準を超える屋上緑化を整備する者を除く。）
- (4) その他法令、条例等により緑化関連施設の設置を求められる者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、25,000円に屋上緑化面積を乗じて得た額又は別表に掲げる対象となる工事の経費の2分の1の額のいずれか少ない額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。）とし、50万円を限度とする。

(補助の申請)

第6条 補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、屋上緑化工事に着手する前に、屋上緑化補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 案内図（位置図）
- (2) 屋上緑化計画図（平面図、立面図及び断面図）

- (3) 屋上緑化助成対象工事の見積書
- (4) 工事着手前の写真
- (5) その他必要とする図書等

(補助の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査するとともに、必要な調査を行い、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、屋上緑化補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定に当たり、補助の目的を達成するため必要と認めるときは、条件を付すことができる。

3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、屋上緑化補助金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更又は中止)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、事業内容を変更し、又は事業を中止しようとするときは、事前に屋上緑化補助金交付変更（中止）申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出し承認を受けなければならない。

- (1) 屋上緑化変更計画図（平面図、立面図及び断面図）
- (2) 屋上緑化補助対象工事の変更見積書
- (3) その他、必要とする図書等

2 前項の規定により事業の変更又は中止の申請があったときは、市長は補助金の交付決定の変更又は取り消しをするものとする。

(事業実績の報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、工事完了後、屋上緑化事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 屋上緑化竣工図（平面図、立面図及び断面図）
- (2) 竣工後の写真
- (3) 屋上緑化工事の領収書等支払いを完了したことを証する書類

2 市長は、事業実績報告書の提出があったときは審査及び必要な調査を行った上で、屋上緑化補助金交付確定通知書により通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第10条 補助金は、前条第2項の規定により屋上緑化補助金交付確定通知書により通知した後に交付するものとする。

(被交付者の責務)

第11条 補助金の交付を受けた者は、緑化状態を良好に保たなくてはならない。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補

助金の交付の決定を取り消し、又は変更し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 第4条第1項第2号の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 市長の付した条件に違反したとき。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年6月1日から施行する。
- 2 平成15年9月30日までの間については、第4条第2項に規定する「厚木市住みよいまちづくり条例」は、「厚木市開発指導要綱」及び「厚木市建築指導要綱」に読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

対象となる工事の経費
<small>かんすい</small> 防根、灌水、排水施設等基盤整備に要した経費 土壌等植栽基盤に要した経費 植栽経費